特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士吉田市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

富士吉田市長

公表日

令和7年5月16日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書				
	・児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障がい児については20歳未満)を監護している母・父、又は母・父に代わってその児童を養育している人に対しての児童扶養手当の支給に関する事務を行う。				
②事務の概要	 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①資格管理 ②年金保険情報の確認 ③金融機関情報の確認(公金受取口座情報の管理等) ④給付管理 ⑤戸籍関連情報の確認 ⑥居住状況及び所得の確認 				
	・情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに 接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。				
	・手当の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合はマイナンバーを活用し、情報連携により当該口座情報を中間サーバーより所得する。				
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	·名				
児童扶養手当ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表56の項 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
	(情報提供の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づ 〈利用特定個人情報の提供に関する命令 表の17、20、42、81、89、90、125、141、155、161の項				
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表56の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令 第29条 ③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づ 〈利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 81の項				
5. 評価実施機関における	る担当部署 				
①部署	市民生活部こども家庭センター				
②所属長の役職名	こども家庭センター長				

6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	総務部総務課					
8. 特定個人情報ファイル	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	総務部総務課					
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した]適用した			
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		i]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
		令和	17年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それ	ぞれ重点項目評価	「書又は全項目評価書において、リスク	ウ対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワーク	システムを通じた	:入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバーについては、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、申請者本人からの取得を徹底し、住基ネットによる照会を行う場合には、4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、複数人での確認や上長による最終確認を行ったうえでマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。人為的ミス発生防止対策として、事務マニュアルの整備、特定個人情報を取扱う職員全員に対しての情報セキュリティ研修や自己点検、監査などを講じている。上記のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。					

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇]内	部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れて行っている 十分に行っている 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策		[]全項目	評価又は重点項目評価を実	施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	*************************************				表
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	1) 2) 3)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている	
判断の根拠	担当者への情報セキュリティ研	がいます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	いる。		

支更質	7F		470.550	m dua m	(日本中州に任る日刊
**********************	I. 3法令上の模製	電子は近の形型 電号は第9条第1項 別表第一 37項 平成26年内間所・総務省令第5号第20条		振出時期 事後	amanile to the
中枢中枢4月25日	1.5.2所属長の役職名	子育で支援隊長 横山 明美	内間府·総務省令第5号)第23条 子育て支援隊長	事後	
金剛的學科內目	1.1.2事務の概要	東京日本により、日子・クラ和学 の意味は日本でも自由の会員の月1日 までのためまり、前が、初していては日本 までのためまり、前が、初していては日本 日本の大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	が重要を指します。 命子・父子を記す からから、 一般の できない。 のできない。 できない。 できな	事前	企会改立日産情報の活用期 他に作う変更
李宪5年6月6日	I. 4. ②法令上の模與	事号法第19条第7号 別長第二 (情報授長)13.16.20.30.47.04.65.87.116項 (情報授長)137項 (情報授長)137項 可念16年の開発・任務省令第7号 (情報授長)12.19.35.30.44条 (情報開発)31条	書号法第19条第3号 別長第二 (信頼提供)13項,16項,20項,47項,84項,85 項33項,16項,173項 (信頼開金)13項 情報を変める命令 (信頼提供)10条の312条,19条,35条,36条,44 条33条,36条,003,21条,19条,35条,36条,44 条33条,36条,003,21条,19条,35条,36条,44 (信頼開金)31条	事後	法改正に伴う号数の変更
98084840		市民生活部子育て支援隊	市民生活部こども家庭センター	事後	
今和6年4月4日	I.5.2所属長の役職名	子育て支援隊長	こども家庭センター長 ・児童技器平品法に基づき、母子・父子家庭等	事後	
电影电影	1.1.2事務の概要	東京教育をおいます。 そう・シャラ (1985年) (・ 日本の主席を表示していません。 19年 - 19年	事後	泰号法な正に件2修正
全和6年3月 5日	I.3法令上の模製	〇行政平朝における特定の個人を提問するための書うの利用等に関する社会を保存された。 のの書句の利用等に関する社会(平成25年)。 を探27年、以下書号社会にり、第9条第1項 及び別表等一項書37項 の行政平期に対ち対定の個人を提開するための書句の利用等に関する社会が表現。 のの書句の利用等に関する社会が表現一の主 発音をで変める事務を変める命令でおが年 外間終一般務省を変かる。	〇行政平線における特定の個人を機関するための番号の利用等に関する法律 第3 (現立び前側がの個人を機関するための番号の利用等に関する法律別表表の一の上 のでは、手続き、一の上 のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは	事後	番号法改正に伴う修正
**************************************	1.4.②法令上の模擬	電荷法等1位配料件 別書第二 (信報提付)1項、研究対策20項。(可與在項点 (可數提付)1項、研究対策20項。(可 (可數提供)2月 (可數提供)2日 (可數提供	国報報を必要を担います。 1976年第日上北下が特定の個人を指数する人 のの場合の知識等に関する途間等へ入業別人 を見まっては同盟を実現、機能の提供に対す 141、155、161の間、入場、名も、63、65、15、15 141、155、161の間、入場、名も、63、65、15、15 1976年第日上北下が終史の個人を指するための場合の知識等が会社信 即必要が認定が対象が会社信 即必要が認定が対象が会社の個人を指するためである。 1976年第日上北下が成立の個人を指するためでは 即必要が成立が対象が会社を 即必要が成立が表現がある。 1976年第日上北下が表現する。 1976年第日上北下が会社が関かる場合で 1976年第日上北下が会社が関かる場合で 1976年第日上北下が会社が関かる場合で 1976年第日上北下が会社が関かる場合と 1976年第日上北下が会社が関かる場合と 1976年第日上北下が会社が関かる場合と 1976年第日上北下が会社が関かる場合と 1976年第日上北下が会社が関かる場合と 1976年第日上北下が会社が関かる場合と 1976年第日上北下が会社が関かる場合と 1976年第日上北下が会社が関かる場合と 1976年第日上北下が会社が関かる場合と 1976年第日上北下が会社が関かる場合と 1976年第日上北下が会社が関かる。 1976年第日上北下が会社が関かる。 1976年第日上北下が会社がある。 1976年第日上北下が会社がある。 1976年第日上北下が会社がある。 1976年第日上北下が会社がある。 1976年第日上北下が会社がある。 1976年第日上北下が会社がある。 1976年第日上北下が会社がある。 1976年第日上北下が会社がある。 1976年第日上北下が会社が会社が会社が会社が会社が会社が会社が会社が会社が会社が会社が会社が会社が	事後	需号法改正广伴 子修正
全部 在5月 11 品	1.1.2事務の概要	・ 変更的な、おいませんです。 そうとう 支援を のでは、 は、 は、 は、 は は は な が は は は は な ま な ま な ま な ま な ま な ま な ま な ま	・児童技業手油は二級であ。 由子・父子寛重等 の変質では他に一条でも 山場の海側のの対すに の変質では他に一条でも 山場の海側のの対すに 副・管照している市・父、反応者・公に代わっ でその現金を貸工でいる人に対している人に対している。 株子県の人類等ファイルは、次の事務に利用している。 「具備管理」 「具備管理」 「上海管理 「上海管理」 「上海管理 「上海 「上海 「上海	事後	
-		1			